

店舗やオフィスを新設する方を応援します！

加西市店舗及びオフィス立地促進補助金

補助内容

- ① 土地・建物の取得費、改装費の20分の1
(300万円限度)
- ② 加西市民の新規雇用者1人あたり10万円
(50万円限度、1年以上継続雇用した場合に限る)

補助対象事業

- ① 市内の土地又は建物を新たに取得し、以下の業種に係る店舗及びオフィスを新設する事業。

※市内に店舗等を有する場合は、営業規模を維持しつつ、業務拡大や異業種展開等のため、新たに店舗等を取得した場合に対象となります。

対象業種

情報通信業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

※風営法第2条に定める業種、公序良俗に反する業種、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業は対象外

- ② 営業計画期間が2年以上の事業。
- ③ 1週間当たりの営業日が5日以上のある事業。
- ④ 市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 国や県から同様の事由による補助金等を受けていないこと。
- ⑥ 商工会議所・商店街組合等の市内商工団体の会員であること又は入会すること。
- ⑦ 都市計画法・建築基準法その他の法令を遵守すること。

【注意事項】

○補助金の交付は、営業開始から1年を経過した日以降となります。

※詳しくはホームページをご覧ください。